

- エ 安全指導に関しては、安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、実際の体験を通じて安全についての理解を深めるようにする。また、登下校時の安全については保護者の協力を得ながら、「安全教育プログラム」を活用し、日常的な指導を進める。震災時を想定した避難訓練を実施する。その際、緊急地震速報を活用する。
- オ 安全教育及び犯罪被害防止教育の推進を趣旨として、長期休業前に指導を行う。
- カ 聴覚障害のある乳幼児やその保護者に対して早期からの教育相談を行う。教員の専門性や関係諸機関との連携や施設・設備を生かした地域における聴覚障害児教育のセンター的役割を果たすように努める。
- キ 学校運営連絡協議会で提示された提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料とし、次年度の教育課程の改善に生かしていく。
- ク 開かれた学校づくりを推進するため学校公開を実施し、保護者対象の休日参観を設定する。
- ケ 「東京都教育の日」の趣旨を反映し、葛飾祭を通じて地域に対して学校の教育活動を発表する。
- コ 人権意識を高めるために「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- サ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないように、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、幼児が正しい知識を身に付け、対処するための学習を定期的に実施する。また保護者に対しても懇談会で話題に取り上げ、理解を促していく。
- シ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ス 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行う。
- セ 聴覚障害の特別支援教育のセンター的機能を果たす学校として他機関等と連携・支援を行う。
- ソ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、体育的活動・芸術的活動の充実を図り、幼児の興味・関心を育む機会を積極的にもつ。
- タ 共生社会の実現に向け、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、各領域・行事等に関連付け、オリンピック・パラリンピック教育を学校全体で組織的・計画的に展開する。

<2> 小学部

【小学部の教育目標】

- ・ 心身共に健康で、感性豊かな思いやりのある子
- ・ よく考えて行動する子
- ・ 意欲をもって学び、基礎学力をしっかりと身に付ける子
- ・ 様々な人と確かに伝え合う子

【小学部 準ずる教育課程】

- 1 学校の教育目標を達成するための基本方針
 - ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育の充実を図り、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた指導を行う。
 - イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、児童のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、児童の生きる力を育成する。
 - ウ 児童の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。保護者のニーズを把握し、個々の障害の実態や特性に応じたきめ細かな指導を行う。評価に当たっては育成を目指す三つ観点を明確化し、学習状況や成長・発達の様子について、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で評価を行う。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、一人一人の児童にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
 - エ 進路指導、キャリア教育の全体計画を基に、就労に対する意識付け及び就業体験を発達段階を踏まえて位置付ける。
 - オ 児童一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳などの活用や、手話、指文字などを活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実できるようにする。また、赤外線 集団補聴システムや音声認識システムを有効に活用して学習効果をあげる。
 - カ ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時に見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
 - キ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、児童が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
 - ク 近隣の小学校との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
 - ケ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある児童の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談、他校への外部支援などを行う。必要によっては支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある児童の支援を進める。
 - コ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、児童の健全育成に努める。
 - サ 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、カリキュラム・マネジメントに関する研究を進め、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
 - シ 「授業改善推進プラン」を作成し、交流校との連携等による授業改善に努める。
 - ス 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開等によ

- り、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決させるための探究活動の充実を図る。
- セ 全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラム・マネジメントを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の指導の重点

ア 各教科

- ・児童が自ら主体的学習に取り組み獲得した知識・技能を活用し課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を身に付けられるようにする。
- ・各教科において、児童が学ぶことに興味関心をもち、自分や他者の考え方を比較したり他者の考えから考えを広げたり、見通しを深めたりできるようにする。また、見通しをもちそれまでの学びを振り返って次の学習につなげることができるようになる。
- ・採択された文部科学省検定済教科書を適正に使用し、教科指導の充実を図る。
- ・児童の学習の実態に応じ、必要な場合は、国語・算数について習熟度別グループ学習及び一部下学年適用の学習を取り入れ、基礎学力の定着を図る。その際「東京ベーシックドリル」等の教材を有効に活用する。
- ・教育課程届け授業時数に基づき適切な指導計画を作成し、教科学習の充実を図る。ただし、時間割の編成は、児童の実態を考慮し、必要な言語力・学力を付けることを鑑み、学校の特色をもって弾力的に行う。
- ・年間指導計画は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に加えて、保有する聴力を十分活用すること及び基礎的・基本的な事項に重点を置き作成し、保護者にも配布する。
- ・教代会での研修を軸に小学部、中学部、高等部の各教科の連携により、系統性のある指導プログラムを検討し、学力向上を図る。
- ・「年間指導計画」や「単元（題材）ごとの指導計画」の実施に当たっては、「週ごとの指導計画」を活用した進行管理を適切に行い、授業改善及び指導の充実を図る。
- ・単元ごとの「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点別の評価規準を作成、活用し、適切な評価を行い、基礎・基本の確実な定着を目指す。
- ・個別指導計画に基づく指導の充実の為に、学年末に実施する読書力検査、語彙検査、学習到達度調査や、各児童につき2年に1回程度実施する知能検査、各種診断検査等により、児童一人一人の確かな実態把握に努める。一人一人の得意なことやできること等に重点を置いて、「できること」を生かした個に応じた具体的な指導目標を設定し、日々の授業での指導方法・教材等を工夫する。また、評価に当たっては、「授業記録」の取り方や整理の在り方を工夫し、具体的かつ客観的な評価を行う。
- ・ICT 機器や視覚教材を積極的に活用し、児童の学習の理解を促進する。また、コミュニケーション能力の向上を図るとともに児童が ICT 機器やタブレット端末に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け適切かつ主体的、積極的にできるようにするための学習の充実を図る。
- ・一人1台のタブレット端末等を活用した個別学習、集団学習での指導内容や方法の充実を図る。
- ・「小学校プログラミング教育の手引き(第二版)」などを活用し、児童の実態に応じた「プログラミング的思考」を育む指導を工夫し、ICT 機器の活用による教育内容の方法・充実を図る。
- ・基礎的・基本的な学力の向上のため、保護者と連携し家庭学習の習慣付けを図り、自主学習ノートを活用して自主的に学習に取り組む態度の育成を目指す。
- ・児童の学力向上を図るための調査、「全国学力・学習状況調査」と学部で実施している上記諸検査の結果を分析し、授業指導を図る。その際、「児童・生徒のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」や、児童による授業評価を有効活用する。
- ・上記の結果を個別指導計画に反映させるとともに、「授業改善推進プラン」を作成し、交流校との連携等による授業改善に努める。
- ・言語環境を整え、書記言語及び言語活動を大切に指導を行うことにより、語彙力・文章読解力・理解力・思考力の向上を図るとともに、確かな理解につなげる。
- ・国語においては、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の指導の時間を計画的に確保し、効果的な指導ができるようにする。
- ・聴覚活用を基に特性に応じた多様なコミュニケーション手段を身に付け、話し合い活動を活発に行うなどし、言語力を高める。
- ・体育では、年度当初に新体力テストを実施し、基礎体力・運動能力を把握する。テスト結果を指導の改善・充実に役立て「体作り運動」の実施などを通して、体力向上を目指す。
- ・体育の授業は、集団での効果的な学習を行うため、第1～第3学年を合同、第4～第6学年を合同とし体育専科教員と担任がティームティーチングを行う。
- ・保健の指導時数を確保し、「がんについて正しく理解し、健康と命の大切さを考えるリーフレット【小学生用】教材を活用し、児童の実態に応じたがん教育の推進を図り指導内容の充実を図る。
- ・性に関する指導については、家庭の理解を得るとともに、生命の尊さ、自分も相手も大切にすること、男女の違いの理解等を重点として、集団のガイダンス・個別に対応してカウンセリングの観点を重視し、発達段階に応じた指導を行う。
- ・社会科、理科、家庭科等の関連する単元で、環境問題について分かりやすく取り上げ理解を促すと同時に、日常的な取り組みの意識付けをし、環境教育を進める。
- ・小学部高学年において、「小学校 多様な教育課題に対応したカリキュラムモデル」等を参考に、社会科、家庭科、児童会活動等で主権者教育及び消費者教育の推進を図る。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者スポーツを取り入れる等、体育的活動・芸術的活動の充実を図り児童の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
- ・共生社会の実現に向け、家庭や地域と連携を図りながら東京 2020 以降も継続して取り組む「学校 2020 レガシー」の構築に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を各教科・行事等で関

- 連づけ、年間35単位時間程度実施する。また、5つの資質のうち、「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重点に育成する。
- 総合的な学習の時間及び関連する教科等において、日本の伝統文化に親しむ機会をもち、大切に育てる。音楽では全学年で日本の伝統楽器である和太鼓演奏に取り組む。また、その指導において外部講師を活用する。

イ 道徳科

- 道徳教育の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて、全教職員の協力の下、道徳的な心情、判断力、道徳的実践力を養う。道徳部会及び道徳教育推進教師が中心となって道徳教育の充実を図る。
- 小学部段階では、善悪の判断ができ実行できること、ねばり強くやりとげること、相手の気持ちを考え思いやりの心をもつこと、社会のルールを身に付けること等を重点とした指導を行う。
- 道徳教育の全体計画に基づき、各学年の状況に応じた適切な指導計画を立てる。
- 指導においては、新学習指導要領による道徳科として文部科学省検定教科書を適正に使用し、児童の実態にあった教材開発と共有化を図ることで指導の充実を目指す。また、隣接学年との合同学習を適宜取り入れ、様々な考え方や感じ方を知らせることにより指導の効果を上げる。
- 道徳授業地区公開講座を開催し、道徳授業の活性化を図るとともに、外部講師による講演で共通理解を深め、学校・家庭・地域社会の連携により道徳教育を推進する。

ウ 外国語活動

- 児童の実態に応じて、外国語や外国文化に触れる機会や経験を重視した外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。外国人英語等教育補助員との交流により、学習効果を高める。また、外国語活動教材を有効活用する。
- 音声のみによるコミュニケーションは困難であることに配慮して、アルファベットの指文字を使用し、日本語とは異なる外国語の文字にも親しむ機会とする。

エ 総合的な学習の時間

- 総合的な学習の時間の名称を「葛飾チャレンジタイム」とし、児童の興味・関心に基づく活動を行い、自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。また、学習の成果について互いに発表会を行うなどして、より効果的な発表の仕方について考えることも行う。
- それぞれの課題に取り組む際、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動で身に付けた知識や技能を相互に関連付けて、総合的に働かせる機会となるように活動を計画する。
- 第3～第6学年が共通で取り組む課題においては、縦割りのグループ編成を基本として児童同士が協力し合ったり刺激し合ったりして活動できるようにする。
- 葛飾区立西亀有小学校との交流及び共同学習に向けての話合い活動や準備活動を通し、様々な人とコミュニケーションするために工夫する力を育てる。
- 葛飾祭での発表に向けての話し合い活動や準備活動を通し、豊かな表現力や課題解決に向けての総合的な実践力を育てる。表現活動の指導について外部講師（成人聴覚障害者）を活用する。
- 葛飾祭での発表に向けて和太鼓・演舞に取り組み、日本の伝統・文化教育の推進を図る。

オ 特別活動

- 学級会活動においては、係活動や話し合い活動などを通して、児童の自発的、自主的、実践的な活動を促し、協力して活動する態度を育てる。
- 基本的な生活習慣・健康・食に関する指導については、養護教諭、栄養士の協力を得て発達段階に応じた効果的な指導を行う。
- 児童会活動、学校行事においては、第1～第3学年合同の活動、第4～第6学年合同の活動、全学年の縦割りグループでの活動等、集団活動の機会を設け、集団の一員としての自覚をもち、よりよい学校生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- クラブ活動を、第4学年以上の児童が、年間10時間程度、葛飾区立西亀有小学校と合同で行い、大きな集団の中で様々な友達と触れ合いながら興味・関心に応じた活動を行う。
- 宿泊を伴う行事として、学校としての一貫性を踏まえた計画の下、発達段階や内容の充実に配慮し、第2～第3学年は1泊、第4～第6学年は2泊の移動教室を実施する。しかし、令和3年度に限っては、新型コロナウイルス感染症対策として宿泊行事は実施しない。ねらいを一部変更し、日帰りの校外学習を計画する。
- 奉仕活動・体験活動の充実を図る。

カ 自立活動

- 児童の聴力、発音、言語力についての諸検査やチェックリストを基に個々の実態把握を的確に行い、それらに基づいた実態把握から具体的な指導内容を流れ図の考え方を参考に設定・活用するなどし、個別指導計画を作成・活用しながら、全体計画を踏まえた日常生活や学習の基礎となる内容に重点を置いた系統的な指導を進める。
- 赤外線集団補聴システムを活用し、聴覚を活用する態度を育てるとともに、多様なコミュニケーション手段を活用しながら個々に即した幅広いコミュニケーション能力の伸長を図る。
- 音声言語と手話の効果的な併用を進めながら、日本語の基礎となる読み書きの力を身に付ける。特に低学年では、音韻意識を育てながら個々に応じた発音指導を行うとともに、手話と共に声を出して話したり相手の話をきちんと見たりする口話習慣の育成を図る。
- 発達段階に即した自己の障害に対する理解を促し、自己を肯定的に受け止め、主体的に行動し、円滑な人間関係を築こうとする態度やスキルを育て、将来の自立や積極的な社会参加につなげる。
- 児童の実態に合わせ、個別指導やグループ指導を取り入れるとともに、聴能指導担当者、言語指導担当者、学級担任の連携を密にし、効果的な指導を進める。
- 障害の特性を踏まえ、国語と関連付けて自立活動の内容を取り扱う。

(2) 生活指導の重点

- ア 学校、保護者、地域・社会と連携して、基本的な生活習慣を培い、社会の基本的ルールやマナーなどを身に付けることができるようにする。また、安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、健康や安全に注意する態度を育てる。その際、「安全教育プログラム」を活用して指導方法を工夫する。避難訓練については、具体的な災害を想定して実施する。
- イ 「学校危機管理マニュアル」「防災ノート～災害と安全～」を踏まえた避難訓練を年間11回以上実施し、災害時の適切な行動を身に付けることができるようにする。その際、緊急地震速報や見える校内放送を活用する。
- ウ 「SOSの出し方に関する教育」を推進し、命の大切さを学び、自他の生命を尊重する態度を育て、適切な援助希求行動ができるよう指導する。
- エ 「SNS東京ルール」に基づいてルール作り、インターネット等の適切な利用の指導事例・活用の手引き等を活用し、情報機器の適切な利用、モラルとマナーが身に付くよう指導する。
- オ 児童一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、集団の中でお互いの人権に配慮した言動や感染を防ぐ正しい行動がとれるよう、各学年の発達段階に応じた指導を行う。
- カ 毎月の生活目標を児童が主体的に考え、目標を守って学校生活を送ることができるようにする。
- キ 低学年からの一人通学を将来の自立と社会参加に向けて、安全に留意しながら、保護者と連携し、個々の実態に即した計画的な通学支援を行う。「位置検索(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」などを参考に、児童の実態に応じた行方不明の防止に努める。
- ク 登下校指導や校外学習等、様々な場面で交通安全指導を徹底する。また、関係機関の協力を得て交通安全教室を実施する。
- ケ 地域の健全育成ネットワークを有効活用しながら児童の健全育成を図るとともに、保護者の参加の下、家庭・学校の連携による非行・犯罪被害防止のためのセーフティ教室を実施する。
- コ 全ての児童に対して学部の教員が協力し、情報交換を大切にしながら組織的に指導にあたる。
- サ 「防災ノート～災害と安全～」の活用、ヘルプマーク、ヘルプカードの活用など安全・安心に関する指導を進める。

(3) 進路指導の重点

- ア キャリア教育の全体計画に基づき学部の進路指導計画を作成する。この計画に沿って指導を進め、自己理解を促し、自分の将来について考え、主体的に自らの進路を選択する力の基礎を育てる。
- イ 学部間で意見交換を行う等、学校教育全体を通じて幼稚部から高等部卒業までを見据えた一貫性のある指導を図り、発達段階に応じた望ましい職業観・勤労観を育成する。
- ウ 高等部の先輩や成人聴覚障害者の体験などを聞き、自分の将来について考える機会を設ける。
- エ 職業について、発達段階に応じて理解を深める学習を充実させる。第1学年：生活科「学校で働く人」の学習、第2学年：生活科「町探検」での働く人へのインタビュー、第3～第5学年：社会科商店、工場及び各公共機関等の見学と学習を通し、様々な職業について具体的に知ることができるようにする。
- オ 「進路学習」として、第5学年で中学部・高等部見学、第6学年で専攻科見学を実施し、それぞれの学部について知り、自分の進路や将来について具体的にイメージをもつことができるようにする。
- カ 第5、第6学年は、就業体験を実施する。働いている人の話を聞き、実際に仕事を体験することを通し、「働くこと」に対する認識が一層深まるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 決定学級の指導の中で朝学習・読書・運動タイムを設け、児童一人一人の課題に応じた基礎学力の定着、本に親しむ機会、及び体力向上の機会とする。
- イ 第1、2学年は、放課後等に個別指導や補習を行い、児童の基礎学力の向上を図る。
- ウ 漢字検定、算数検定等を受検する機会を設けることで、児童の学習意欲を一層促す。
- エ 第1～第3学年児童を対象に、学期に1回放課後遊びの時間を設け、様々な遊びを経験し、楽しみながら心身を健全に育む支援をする。
- オ 葛飾区立西亀有小学校との交流及び共同学習(合同の授業、クラブ活動、社会科見学等)を充実させ、双方の児童にとって視野を広げ相互理解を深める機会となるようにする。
- カ 葛飾区立図書館等と連携して、専門的な立場からの児童への読み聞かせ活動等を積極的に行い、団体貸し出しを活用し、児童の読書及び様々な事柄への興味・関心を育む。ボランティアグループ「にじ」による絵本の読み聞かせ、葛飾区立図書館によるブックトークを、それぞれ年3回ずつ行う。
- キ 食に関する指導を、栄養士との連携により推進し、各学年の教科等の指導と関連を図りつつ充実させる。また、学校での指導内容を保護者にも知らせ、家庭と協力して望ましい食習慣の形成を図る。
- ク 小学部の「学部目標」「学年目標」について学部の全教員の共通認識の下、日々の教育に当たる。また、保護者へも「学部目標」「学年目標」と「学級目標」を知らせ、連携して児童を育てていくことができるようにする。
- ケ 学校評価アンケート内で児童・生徒による授業評価を行い、活用することでより授業改善に反映させる。

(2) その他の配慮事項

- ア 学校運営連絡協議会の提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料として、次年度の教育課程の改善に活かしていく。
- イ 学校生活支援シート(個別的教育支援計画)を作成し、進級・進学時の引継ぎのツールとして有効に活用するとともに、必要に応じて、関係諸機関との連携のための支援会議等を行い支援の充実に努める。
- ウ 関係諸機関と連携し、地域の小学校等に在籍する聴覚障害児やその保護者に対して教育相談や通級による指導を行うことで、教員の専門性や施設・設備を生かした聴覚障害児教育のセンター的機能を果たす。
- エ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。

- オ 保護者対象の授業参観日と保護者会、個別面談等を各学期に1回ずつ実施する。また、保護者講座を年3回程度実施する。更に、年間指導計画を配布することにより、保護者との連携を密にする。
- カ 休日等の行事を通し、保護者の学校教育への理解や啓発を図る。
- キ 副籍制度については、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実（直接交流の推進）に努める。
- ク 交流校と連携・協力し、「授業改善推進プラン」を作成し、授業交流等を通し、教員の指導技術や授業力を向上していくことを目的として情報交換・情報共有を行い相互の研修を進める。
- ケ 児童が様々な人と関わりながら学習したり体験活動をしたりする場として、土曜日に実施する文泉こどもクラブ（放課後子供教室）の活用を図る。
- コ 「東京都教育の日」の趣旨を反映し、葛飾祭を通じて地域に対して学校の教育活動を発表する。
- サ 児童の人権意識を高めるために「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- シ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ス 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、アニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
- セ 不登校・長期欠席等の児童については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
- ソ 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、生徒の学力向上を図る。

【小学部 知的障害を併せ有する児童の教育課程】

知的障害を併せ有する児童の教育課程の目標

- ・ 運動の基礎となる動きを身に付け、健康な体づくりに取り組む態度を育てる。
- ・ 友達と一緒に仲良く活動しようとする態度を育てる。
- ・ ものごとの見通しをもって、意欲的に活動できる力を育てる。
- ・ 個に応じたコミュニケーション手段を獲得し、人と主体的に関わる力を育てる。

1 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育の充実を図り、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた指導を行う。
- イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、児童のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、児童の生きる力を育成する。
- ウ 児童の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。保護者のニーズを把握し、個々の障害の実態や特性に応じたきめ細かな指導を行う。評価に当たっては育成を目指す三つ観点を明確化し、学習状況や成長・発達の様子について、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で評価を行う。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、一人一人の児童にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
- エ 進路指導、キャリア教育の全体計画を基に、就労に対する意識付け及び就業体験を発達段階を踏まえて位置付ける。
- オ 児童一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳などの活用や、手話、指文字などを活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実できるようにする。また、赤外線集団補聴システムや音声認識システムを有効に活用して学習効果をあげる。
- カ ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時に見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
- キ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、児童が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
- ク 近隣の小学校との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
- ケ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある児童の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談、他校への外部支援などを行う。必要によっては支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある児童の支援を進める。
- コ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、児童の健全育成に努める。
- サ 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、カリキュラム・マネジメントに関する研究を進め、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
- シ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開等により、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決させるための探究活動の充実を図る。
- ス 面接法や行動観察法、検査法等の実態把握や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラム・マネジメントを推進する。

2 指導の重点

- (1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・児童が自ら主体的学習に取り組み獲得した知識・技能を活用し課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を身に付けられるようにする。
- ・各教科、各教科等を合わせた指導において、児童が学ぶことに興味関心をもち、自分や他者の考え方を比較したり他者の考えから考えを広げたり、見通しを深めたりできるようにする。また、見通しをもちそれまでの学びを振り返って次の学習につなげることができるようにする。
- ・学習指導要領に基づき、授業時数を確保するとともに適切な指導計画を立て、教科学習の充実を図る。ただし、時間割の編成は、児童の実態を考慮し、必要な言語力・学力等を付けることを鑑み、学校の特徴をもって弾力的に行う。
- ・幼稚部、小学部、中学部、高等部の連携により、系統性のある指導プログラムを検討し、学力向上を図る。
- ・知的障害特別支援学校の各教科の指導（国語、算数、音楽、図画工作、体育）を行い、学習活動に生活的なねらいをもたせながら、児童の実態や生活に即した活動を段階的に指導する。
- ・発達段階に応じて、プログラミング的思考を育む教育活動を取り入れるとともに、ICT機器や視覚教材を積極的に活用し、児童の学習の理解を促進する。
- ・児童の実態に応じてグループ別学習を取り入れ学力の定着を図る。体育、音楽及び図画工作については合同学習を取り入れ、教科の特性に応じた効果的な集団での学習ができるようにする。
- ・「年間指導計画」や「単元（題材）ごとの指導計画」の実施に当たっては、「週ごとの指導計画」を活用した進行管理を適切に行い、授業改善及び指導の充実を図る。
- ・個別指導計画に基づく指導の充実の為に、毎学年で実施する知能検査、各種診断検査、語彙検査等により、児童一人一人の的確な実態把握に努める。一人一人の得意なことやできることを等に重点を置いて、「できること」を生かし個に応じてスモールステップを大切にしながら具体的な指導目標を設定し、日々の授業での指導内容・指導方法・教材等を工夫する。また、評価に当たっては、「授業記録」の取り方や整理の在り方を工夫し、具体的かつ客観的な評価を行う。
- ・各教科等を合わせた指導では、児童の障害の状態や特性及び心身の発達段階を考慮した教育課程を編成し、各教科等の目標及び内容を照らし合わせ指導と評価の一体化を図る。
- ・生活科の指導内容は、各教科等を合わせた指導の中で行う。
- ・一人一人の障害の状態や発達段階、保護者の願いなどを的確に把握し、聴覚活用を基に特性に応じた多様なコミュニケーション方法を身に付けることができるようにし、言語力を高める。
- ・日本の伝統文化に親しみ、大切にすることを育てるため、国語（書き初め会）、音楽（和太鼓）、生活単元学習（茶道体験、昔の遊びを体験しよう、みそパーティーをしよう）等での取り組みを継続する。全学年和太鼓、書道、茶道では、その指導において外部講師を活用する。
- ・体育では、年度当初に新体力テストを実施し、基礎体力・運動能力を把握する。テスト結果を指導の改善・充実に役立て、「体作り運動」の実施などを通して体力向上を目指す。
- ・性に関する指導については、基本的な生活習慣の指導の中で、清潔、身だしなみなどへの関心をもちことから、段階的に性差等についての理解を深められるようにする。
- ・学校の教育活動全体を通して基本的な生活習慣の確立や社会性の育成等を目指した生活指導の充実を図る。
- ・保健の指導時数を確保し、教材を活用し、児童の実態に応じたがん教育の推進を図り指導内容の充実を図る。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者スポーツを取り入れる等、体育的活動・芸術的活動の充実を図り児童の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
- ・共生社会の実現に向け、家庭や地域と連携を図りながら東京2020以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を各教科・行事等で関連づけ、年間35時間程度実施する。

イ 道徳科

- ・「特別の教科 道徳」の内容に基づき、各教科等を合わせた指導として行うとともに学校の教育活動全体を通じて、全教職員の協力の下、基本的な生活習慣を身に付け、生活上のルールを理解し、実践する態度の育成に努める。道徳部会及び道徳教育推進教師が中心となって道徳教育を充実させる。
- ・日常の生活場面を通じて、発達段階に応じた善悪の判断ができるようにする。
- ・各教科等を合わせた指導、特別活動の時間等、様々な場面で分かりやすく具体的に繰り返し指導を重ねる。

ウ 外国語活動

- ・外国語活動は、第3学年以上で各教科等を合わせた指導として生活単元学習で行う。
- ・外国語や外国の手話を用いてコミュニケーションする経験を通し、言語や文化についての理解を広げる。また、外国人英語等教育補助員や外国語活動教材を有効活用する。

エ 総合的な学習の時間

- ・総合的な学習の時間の名称を「葛飾チャレンジタイム」とし、児童の障害の状態や興味・関心に基づく活動を工夫し奉仕活動（老人ホーム訪問）や体験活動を大切にする。
- ・学年、学級を越えた集団で活動する中で、自分の役割を知り、活動に最後まで取り組む姿勢を育む。
- ・学習内容によっては、普通学級との合同学習も行い、共通の活動の機会をつくる。
- ・葛飾区立西亀有小学校との交流を積極的に行うことにより、児童の視野を広げ、様々な人と関わる体験の機会とする。

オ 特別活動

- ・学級会活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事等において、重度・重複学級の縦割りや普通学級との交流及び共同学習の機会を設け、児童の自発的、実践的な活動を促し、進んで活動する態度を育てる。
- ・基本的な生活習慣・健康・食に関する指導については、養護教諭、栄養士の協力を得て発達段階に応じた効果的な指導を行う。
- ・クラブ活動を、年間10時間程度、第4学年以上の児童が行い、興味・関心に応じた活動に取り組む。
- ・普通学級の児童との縦割りグループによる活動に参加し、進んで集団活動に参加する態度や自分の役割を果たすことの大切さに気付くよう指導する。

- ・基本的に宿泊を伴う行事として、学校としての一貫性を踏まえた計画の下、発達段階や内容の充実に配慮し、第2～第3学年は1泊、第4～第6学年は2泊の移動教室を実施する。しかし、令和3年度に限っては、新型コロナウイルス感染症対策として宿泊行事は実施しない。ねらいを一部変更し、日帰りの校外学習を計画する。
- ・小学部高学年において、生活単元学習、学級活動、児童会活動等で主権者教育及び消費者の推進を図る。

カ 自立活動

- ・児童の聴力、発音、言語力についての諸検査やチェックリストを基に個々の実態把握を的確に行い、それに基づいた実態把握から具体的な指導内容を流れ図の考え方を参考に設定・活用するなどし、保護者とともに個別指導計画を作成・活用しながら、全体計画を踏まえた日常生活や学習の基礎となる内容に重点を置いた系統的な指導を進める。
- ・赤外線集音補聴システムを活用し、聴覚を活用する態度を育てるとともに、多様なコミュニケーション手段を活用しながら個々に即した幅広いコミュニケーション能力の伸長を図る。
- ・一人一人に応じたコミュニケーション手段を活用しながら、人と関わろうとする気持ちや力を育む。また、生活言語について、手話や声を使って伝えたり表したりする力を伸ばし、将来の自立や積極的な社会参加につなげる。
- ・様々な素材や道具の扱いについて繰り返し学習し、手指の巧緻性を高め集中して活動する力を高める。
- ・情緒の安定を図り、対人関係を円滑に築くことができるようにする。
- ・聴能指導担当者、言語指導担当者、学級担任の連携を密にし、効果的な指導を進める。

キ 各教科等を合わせた指導

- ・小学部から高等部までの一貫性のある指導、キャリア教育ができるよう、教科部会等を通じて情報交換を行い、共通理解を図りながら指導を進める。

○日常生活の指導

- ・基本の運動、持久走を通して基礎体力を養う。
- ・食事、排せつ、衣服の着脱などの基本的な生活習慣の確立を目指し、実際的な状況の下、毎日反復して指導していく。
- ・児童の興味や実態に応じた適切な係活動を設定し、活動を通して児童の自信や有用感を育てる。
- ・カレンダーワークや植物の水やりなどの必然性のある状況のなかで、言葉の基礎を育み、広げていく。
- ・手順表を設ける・ワークシステム化・コーナー化を図るなど、学習を構造化する。
- ・朝の会や帰りの会の活動を通して、日常生活言語のやりとりを身に付ける。
- ・生活に密着した環境問題について分かりやすく取り上げ理解を促すとともに、日常的な取り組みの意識付けと実践を通して環境教育を進める。
- ・児童の実態や支援の方法について、家庭と学校が共通理解し、一貫性のある指導を行う。

○生活単元学習

- ・児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりできるよう、児童の実態や興味・関心に合わせた様々な活動を総合的に組織し、主体的に活動できる単元を工夫し、単元ごとの指導計画を作成し指導の充実を図る。
- ・実際的な体験を通じて、豊かな心と言葉を育み、生活上の望ましい習慣、態度や見通しをもてる力を養う。
- ・児童の興味に基づき、友達と協力する活動を通して自主性や社会性を養う。
- ・季節、行事や自然への興味の拡大を図りながら、目的意識をもてる活動を設定する。
- ・ルールのある室内遊びや道具を使った遊びを楽しめる素地を作り、将来の余暇活動の拡大につなげていく。
- ・ICT機器や視覚教材を用いて児童の理解を促し、児童が意欲的に取り組める授業を展開する。
- ・第3学年以降の児童に対し個々の発達段階を考慮した内容を工夫し、外国語活動の指導を行う。
- ・外国語・外国の手話などに触れる機会を多くつくり、学習効果を高め、外国人英語等教育補助員や外国語活動教材を有効活用し外国語などの関心を広める活動を通して、国際理解を深める。
- ・生活単元学習の充実の為に、一人一人の児童が力を発揮し主体的に活動できるよう創意工夫した単元の開発に努め、単元ごとの指導計画を適切に作成する。
- ・個々の発達段階を考慮した体験的な学習活動内容を工夫し、道徳科の指導を行う。

(2) 生活指導の重点

- ア 学校、保護者、地域・社会と連携して、基本的な生活習慣を培い、社会の基本的ルールやマナーなどを身に付けることができるようにする。また、安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、健康や安全に注意する態度を育てる。その際、「安全教育プログラム」を活用して指導方法を工夫する。避難訓練については、具体的な災害を想定して実施する。
- イ 「学校危機管理マニュアル」「防災ノート～災害と安全～」を踏まえた避難訓練を年間11回以上実施し、災害時の適切な行動を身に付けることができるようにする。その際、緊急地震速報や見える校内放送を活用する。
- ウ 「SOSの出し方に関する教育」を推進し、命の大切さを学び、自他の生命を尊重する態度を育て、適切な援助希求行動ができるよう指導する。
- エ 「SNS東京ルール」に基づいてルール作り、インターネット等の適切な利用の指導事例・活用の手引き等を活用し、情報機器の適切な利用、モラルとマナーが身に付くよう指導する。
- オ 児童一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、集団の中でお互いの人権に配慮した言動や感染を防ぐ正しい行動がとれるよう、児童の発達段階に応じた指導を行う。
- カ 児童の実態に応じて、将来の自立と社会参加に向けて一人通学に向けた指導計画を立て、保護者と連携し、安全に留意しながら、個に応じた通学支援を行う。「位置検索(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」などを参考に、児童の実態に応じた行方不明の防止に努める。
- キ 登下校指導や校外学習等、様々な場面で交通安全指導を徹底する。また、関係機関の協力を得て交通安全教室を実施する。

- ク 地域の健全育成ネットワークを有効活用しながら児童の健全育成を図るとともに、保護者の参加の下、家庭・学校の連携による非行・犯罪被害防止のためのセーフティ教室を実施する。
 - ケ 全ての児童に対して学部の教員が協力し組織的に指導を行う。
 - コ 「防災ノート～災害と安全～」の活用、ヘルプマーク、ヘルプカードの活用など安全・安心に関する指導を進める。
- (3) 進路指導の重点
- ア キャリア教育の全体計画に基づき、学級の進路指導計画を作成する。この計画に沿って指導を進め、児童の基本的な生活習慣の育成を図るとともに、長所を伸ばし、生活技能を高めるようにする。
 - イ 興味・関心の幅を広げ、自信をもってできることを増やす。
 - ウ 第5、第6学年は、「進路学習」として、保護者とともに中学部、高等部見学を計画的に実施し、進路について具体的に知ることができるようにする。
 - エ 第5、第6学年は、就業体験を実施する。身近な商店、先輩が働いている職場などの見学等を通し、仕事について具体的に知ることができるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

- (1) 特色ある教育活動
- ア 決定学級の指導の中で朝学習・読書・運動タイムを設け、児童一人一人の課題に応じた基礎学力の定着、本に親しむ機会、及び体力向上の機会とする。
 - イ 授業に基づく教材プリントを家庭学習などで継続して活用し、日常生活の指導の時間などで個別指導を行う。家庭との連携をとりながら基礎学力の向上を図る。
 - ウ 第1～第3学年児童を対象に、学期に1回放課後遊びの時間を設け、様々な遊びを経験し、楽しみながら心身を健全に育む支援をする。
 - エ 葛飾区立西亀小小学校との交流及び共同学習（合同の授業等）を充実させ、双方の児童にとって視野を広げ相互理解を深める機会となるようにする。
 - オ 葛飾区立図書館等と連携して、専門的な立場からの児童への読み聞かせ活動等を積極的に行うとともに、団体貸し出しを活用し、児童の読書に対する興味・関心を育む。ボランティアグループ「にじ」による絵本の読み聞かせを年3回行う。
 - カ 食に関する指導を、栄養士との連携により推進し、各学級の指導と関連を図りつつ充実させる。また、学校での指導内容を保護者にも知らせ、家庭と協力して望ましい食習慣の形成を図る。
 - キ 小学部の「学部目標」について学部の全教員の共通認識の下、日々の教育に当たる。また、保護者へも「学部目標」と「学級目標」を知らせ、連携して児童を育てていくことができるようにする。
- (2) その他の配慮事項
- ア 学校運営連絡協議会の提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料として、次年度の教育課程の改善に活かしていく。
 - イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、進級・進学時の引継ぎツールとして有効に活用するとともに、必要に応じて、関係諸機関との連携のための支援会議等を行い支援の充実に努める。
 - ウ 関係諸機関と連携し、地域の小学校等に在籍する聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行ったり、通級による指導を行ったりして、教員の専門性や施設・設備を生かした聴覚障害児教育のセンター的機能を果たす。
 - エ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
 - オ 保護者対象の授業参観日と保護者会、個別面談等を各学期に1回ずつ実施する。また、保護者講座を年3回程度実施する。更に、年間指導計画を配布することにより、保護者との連携を密にする。
 - カ 休日等の行事を通し、保護者の学校教育への理解や啓発を図る。
 - キ 副籍制度については、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実（直接交流の充実）に努める。
 - ク 交流校との授業交流等を通し、教員相互の研修を進める。
 - ケ 児童が様々な人と関わりながら学習したり体験活動をしたりする場として、土曜日に実施する文泉こどもクラブ（放課後子供教室）の活用を図る。
 - コ 「東京都教育の日」の趣旨を反映し、葛飾祭を通じて地域に対して学校の教育活動を発表する。
 - サ 児童の人権意識を高めるために「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
 - シ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
 - ス 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、児童の実態に応じてアニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
 - セ 不登校・長期欠席等の児童については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
 - ソ 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、もって生徒の学力向上を図る。

<3> 中学部

【中学部の教育目標】

- ・ 自分を見つめ、人を大切にする人
- ・ 自分からすすんで、社会と関わり合う人
- ・ よく学び、深く考え、目標に向かって行動する人
- ・ お互いの気持ちを伝え合い、分かり合う人